

周南市大田原自然の家
指定管理者申請要項

令和2年12月
周南市教育委員会

目 次

	ページ
1 施設の目的等	1
2 施設の概要	1
3 管理の条件	1
(1) 申請資格	
(2) 指定管理者が行う業務	
(3) 質問の受付	
(4) 利用料金制度	
(5) 関係法令の遵守等	
(6) 自主事業	
(7) 指定の期間	
(8) 指定管理料	
(9) リスク分担	
(10) 事業報告	
(11) 指定管理者評価制度	
(12) 公共施設の再配置	
4 申請の手続等	4
(1) 申請方法	
(2) 提出書類	
(3) 著作権の帰属等	
(4) 費用負担	
(5) 指定管理者候補者の審査基準	
(6) 指定管理者の指定	
(7) 指定管理者の公表	
5 指定管理準備業務	6
6 その他	6
(1) 事業の継続が困難になった場合等における責任分担に関する事項	
(2) その他協議すべき事項	
(3) 業務の引継ぎ	

周南市大田原自然の家指定管理者申請要項

1 施設の目的等

周南市（以下「市」という。）では、集団宿泊訓練及び野外活動等を通じて心身ともに健康な青少年を育成するため、昭和46年から休校となっていた徳山市立中須小学校大田原分校の施設を利用して、昭和57年に徳山市大田原自然の家（平成15年4月21日合併により周南市となり周南市大田原自然の家となる。以下「自然の家」という。）を設置しました。

自然の家の設置目的を達成するため、周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年周南市条例第5号）及び周南市大田原自然の家条例（平成15年周南市条例第113号）に基づき、施設の特徴を活かし、機能を高めて市民に親しまれる自然の家の管理運営を行う指定管理者を求めます。

自然の家の管理運営に当たっては、上記設置目的に沿って取り組むこととします。

自然の家の公正・公平な利用を確保するとともに、自然の家を活用した主催事業等を実施し、青少年の健全育成を図るため、民間に蓄積されたノウハウやサービス精神を活かした円滑な業務運営と質の高い事業の提供、施設・設備の適切な維持管理を目的とします。

基本事項は、次のとおりです。

- ・ 関係法令及び市の条例等を遵守すること。
- ・ 公の施設であることを念頭におき、施設の利用に関して公平性を確保すること。
- ・ 利用者の意見を反映させ、利用者の満足度を高めること。
- ・ 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ・ 管理運営計画、収支計画等に基づき、適正かつ効率的な管理運営を行うこと。
- ・ 市及び周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う施設に係る行事、工事・修繕、調査等については、円滑に実施できるよう協力すること。
- ・ 業務に関連して得た利用者の個人情報等は、適切に取り扱うこと。
- ・ 施設、設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- ・ ごみの削減、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- ・ 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- ・ 災害、事故等の緊急事態や不測の事態に適切な措置を講じること。

2 施設の概要

名 称	周南市大田原自然の家
所 在 地	周南市大字中須北3194番地
敷 地 面 積	22,042.34㎡（市有地 13,068.29㎡、借地 8,974.05㎡）
総延床面積	1,186.72㎡（倉庫等を除く）
施 設 概 要	宿泊室、ログハウス、講堂、屋外風呂、事務室、指導室 等
活 動 施 設	グラウンド、草すべり場、実習水田、実習農園 キャンプ場 等
宿 泊 定 員	150人

3 管理の条件

(1) 申請資格

次の各号すべてに該当することとします。

- ① 周南市内に事務所を置く法人又は団体であること
- ② 法人若しくは団体で、施設管理業務が可能であり、集団宿泊訓練や自然体験活動の指導経験、農業に関する体験活動の知識に加え、青少年の健全育成に関する熱意があること
- ③ 法人若しくは団体又はその代表者が、次に該当する場合は応募することができません
 - ア 法律行為を行う能力を有しない場合
 - イ 破産者であつて復権を得ない場合
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - エ 申請期間の初日前2年間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合

オ 申請期間の初日前2年間で、指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合

カ 国税、県税又は市税を滞納している場合

④ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力と人材を有する法人又は団体

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人又は団体

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行います。詳細な内容は、【別記1】に定める「周南市大田原自然の家指定管理者業務仕様書」等（以下「仕様書等」という。）によるものとします。

これらすべての業務を、一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、一部の業務について、あらかじめ教育委員会が認めた場合は、この限りではありません。

① 自然の家の運営に関する業務

② 自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

③ 自然の家の設置目的の達成のために必要な業務

④ その他教育委員会が必要と認める業務

(3) 質問の受付

申請要項や仕様書等に関する質問は、次のとおり受付します。

① 受付期間

令和2年12月22日（火）～令和2年12月28日（月）の17時15分まで

② 質問票（別紙）に記入のうえ、提出してください。なお、①FAX又は②電子メールでの提出も受け付けます。

①FAX番号：0834-22-8814

②電子メール：ed-shogai@city.shunan.lg.jp

③ 回答方法

令和3年1月4日（月）～令和3年1月8日（金）に①FAX又は②電子メールで回答します。

(4) 利用料金制度

市は、指定管理者に自然の家使用料の徴収事務を委託します。使用料の収入は市が歳入し、利用料金制度は導入しません。

(5) 関係法令の遵守等

指定管理者は、地方自治法その他の関係法令、市が定める条例及び規則等を遵守し、業務を遂行することとします。

(6) 自主事業

指定管理者は、自然の家の利用促進を図り、自然の家の設置目的に反しない限り、自主事業として自然の家を活用した各種事業を企画、提案し、実施することができます。

自主事業の実施に当たっては、事前に教育委員会と協議の上、実施してください。

(7) 指定の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年間）

(8) 指定管理料

自然の家の管理運営に要する経費に充てるため、市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払います。

指定管理料上限額（1年間） 33,489,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

指定管理料は、協定により決定して前期（4月）、後期（10月）の年2回支払います。実際に支払うこととなる金額は、指定管理者が提出する事業計画書や収支計画書などの内容を踏まえ、それまでの運営実績やその時点での市の財政状況等も考慮し、指定管理者とも協議、検討の上決定することとなります。

なお、協定の保証金については、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）第48条の規定を準用します。（免除については同条第3項の規定を準用します。）

(9) リスク分担

基本的な考え方は、概ね次のとおりとします。

項目	内容	市(教育委員会)	指定管理者
維持管理	施設・設備		○
	施設内機械設備		○
	施設内備品		○
使用料の徴収			○
許可権限のある施設の使用許可等	使用の許可、使用の取消し、使用の停止		○
安全衛生管理			○
災害復旧		○	
施設にかかる各種保険加入		○	○
物価変動	激しい物価変動に伴う経費の増減	別途協議	
金利変動	激しい金利変動に伴う経費の増減	別途協議	
周辺地域住民及び施設使用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営内容に対する住民及び施設使用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設・設備の修復による経費の増加又は事業履行不能	別途協議	
書類の誤り	仕様書等、市及び教育委員会が責任をもつ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（市から指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者から市）によって生じた事由		○
施設・設備及び備品、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの（通常・日常的かつ小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（通常・日常的かつ小規模なもの）		○

	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備及び管理の不備による犯罪の発生、情報の漏洩		○
事業終了後の費用	指定管理業務期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
包括的管理責任		○	

(10) 事業報告

- ① 指定管理者は、教育委員会に対して、毎月終了後10日以内にその月の管理業務に関する報告書を提出するものとします。
- ② 指定管理者は、教育委員会に対して、毎年度終了後60日以内（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内）に、その年度の管理運営業務に関する事業報告書を提出するものとします。
- ③ 指定管理者は、教育委員会が自然の家の適正な管理運営を期すために行う、業務の実施、経理状況、施設利用実績等に関する照会等に回答するものとします。

(11) 指定管理者評価制度

条例や協定に基づく適切なサービスの実施、業務改善による管理運営の適正化を図ること等を目的として、指定管理者の評価を実施します。

(12) 公共施設の再配置

市では、行財政改革をより積極的に推進するため、「公共施設の再配置」に本格的に取り組むこととしており、この取組が進捗した場合は、指定管理期間中に施設を廃止することがあります。その場合において、市及び教育委員会は、事前に指定管理者と協議を行います。

4 申請の手続等

(1) 申請方法

- ① 提出期限 令和3年1月8日（金）17時15分
- ② 提出場所 周南市教育委員会 生涯学習課
住 所 周南市岐山通1丁目1番地
電話番号 0834-22-8697
F A X 0834-22-8814
メ ー ル ed-shogai@city.shunan.lg.jp
- ③ 提出方法 提出場所へ持参

(2) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 法人登記事項証明書
- ③ 印鑑証明書（法人であれば法人代表者として登録されたもの、法人でない団体はその代表者のもの）
- ④ 最近1年間の法人又は団体の国税、県税及び市税の納税証明書並びにその代表者の国税、県税及び市税の納税証明書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑥ 法人又は団体の概要を示す書類
 - ア 沿革・実績を示す書類
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - エ 決算関係書類又は決算見込みを説明する書類
 - オ 予算関係書類（事業計画書、収支予算書）
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

⑧ 自然の家に関する事業計画書（周南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年周南市条例第5号）第4条関係及び同条例施行規則（平成17年周南市規則第31号）第3条第1項第1号及び第2号関係又はその要件を満たす書類）

⑨ 役員名簿（別紙の様式による）

※ 提出書類は、日本工業規格A4版とします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ない場合は、この限りではありません。

※ 教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

※ 正本1部、提出書類のうち②、③、④、⑤及び⑦を除いた写し2部を提出してください。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市及び教育委員会は、指定管理者の選定、決定、公表その他必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

申請書類は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定により、不開示とすべき箇所を除き、開示する場合があります。

なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(4) 費用負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(5) 指定管理者候補者の審査基準

審査項目と配点は、次のとおりです。

審査の実施に当たっては、総配点の100分の70を最低基準とします。また、審査項目の中で1項目でも0点があれば、失格とします。

審査は、令和3年1月中旬に実施予定です。申請者には結果を通知するとともに、審査結果（申請者名称、評価点（合計及び審査項目点）、選定理由）を、周南市ホームページで公表します。

審査項目		視 点	配 点
条件的	申請資格	提出書類が、募集要項や仕様書に添ったものか（提案金額・内容・法令順守等）	20点
	管理運営基本方針	施設の目的、市民の平等利用等が守られているか	
経営能力	経営能力	資力や事業実績はあるか	65点
	専門性	専門的な知識を備えているか	
	規則・規定の整備	就業規則・経理規定・給与規定・法人の諸規定類が整備されているか	
	情報公開・個人情報保護	情報公開・個人情報保護への対応は取られているか（規定・取組実績）	
	サービス向上	サービス向上への取組みが見られるか	
	稼働率、利用者の向上	稼働率や利用者の向上への取組みが見られるか	
	危機管理	防災体制、施設内事故等の危機管理は適切か	
	災害時対応	災害時に、周南市と連携して対応に取組む体制がとられているか	
事業計画書	施設目的理解度	施設の目的を理解しているか	115点
	目標管理	施設の設置目的に沿った適切な目標が設定されているか	
	運営理念	施設運営理念が明確か	
	施設振興方策	実現性や先見性を持った、施設の振興方策があるか	
	地域連携・支援	公民協働の視点からの、地域との連携や支援があるか	
	運営提案	収益や利用者の増加など、施設運営に当たっての提案は明確か	
	適正な業務委託	包括的な業務委託はされていないか（メイン業務の丸投げ） 一部業務を委託する際に、業者の選定方法が適切で透明性があるか	
	職員採用・配置	職員採用（現職員の雇用）及び配置（平日・土日・休日）の考え方は適切か	

人材育成・研修計画	人材育成や研修計画は適切か
I C T対応	I C T化への対応は取られているか
円滑な施設運営	質の高い利用者サービスを確保しつつ、円滑な運営を行うための提案があるか
利用者要望・意見集約	利用者からの要望・苦情・意見を集約し、改善につなげる体制や方法があるか
予算・収支計画	業務の着実な実施に向けた予算・収支計画となっているか
実施計画書	業務を実施するにあたって、必要な準備業務を盛り込んだ実施計画書があるか
主催事業の実施	施設の設置目的に沿ったプログラムの提案があるか

(6) 指定管理者の指定

周南市議会の議決を経て、指定通知書により通知します。

(7) 指定管理者の公表

周南市公告式条例の規定により公告し、かつ本庁及び各総合支所の情報公開・個人情報保護の窓口に掲げ置きます。また、周南市広報及び周南市ホームページに掲載します。

5 指定管理準備業務

指定管理者として指定された団体は、サービスの水準の維持を図るため、教育委員会と十分協議のうえ令和3年4月1日から指定管理業務が円滑に実施できるよう必要な準備を進めてください。

なお、指定管理準備業務に係る費用は、指定管理者の負担とします。

6 その他

(1) 事業の継続が困難になった場合等における責任分担に関する事項

① 指定管理者の責めに帰すべき場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設の管理運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

② 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設の管理運営の継続が困難と認められる場合は、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

③ 指定が取消された場合等の賠償

①又は②により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

④ 当事者の責めに帰することができない場合

災害その他の不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難になった場合、教育委員会と指定管理者は、業務継続の可否等についての協議を行います。

継続が困難と判断した場合、教育委員会は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

(2) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育委員会と指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

(3) 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑に施設の管理運営業務が遂行できるよう引継ぎに協力するものとします。

問合わせ先
周南市教育委員会 生涯学習課 青少年教育担当
〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
Tel:0834-22-8697 Fax:0834-22-8814
Email:ed-shogai@city.shunan.lg.jp